

明治学院大学研究倫理委員会規程

2011年 2月18日 常務理事会承認

2018年 4月13日 常務理事会承認

(目的)

第1条 明治学院大学(以下「本学」という。)は、本学研究者が明治学院大学研究倫理基準に定める研究倫理を保持するために研究倫理委員会を設置する。

(研究倫理委員会)

第2条 研究倫理委員会は各学部等において設けることができる。

2 各学部等において研究倫理委員会を設置し得ない場合は、「明治学院大学公正研究責任者および公正研究委員会に関する規程」に定める公正研究委員会がその任務を代行できる。

3 学長は最高管理責任者として、本学における研究に係る倫理の管理全体を統括するとともに最終的な責任を負う。

(研究に係る相談)

第3条 本学研究者は、研究に係る倫理を保持するため、各学部等研究倫理委員会の定めるところに従って事前および研究開始後に相談を行うことができる。

2 前項において当該学部等に研究倫理委員会が存在しない場合、本学研究者は、総務部長を通じて、公正研究委員会に事前および研究開始後の相談を行うことができる。

(委員会の任務)

第4条 各学部等研究倫理委員会は、第3条の相談に関する審理・判定を行うものとする。なお、各学部等研究倫理委員会における相談の受付、結果の通達等の手続き方法については、それぞれの研究倫理委員会に委ねる。

2 各学部等研究倫理委員会および公正研究委員会は、審理・判定に際し、学外の学識経験者等に意見を求めることができる。

3 各学部等研究倫理委員会において判定できない場合は、総務部長を通じて、公正研究委員会に審理・判定を委ねることができる。

4 各学部等研究倫理委員会および公正研究委員会は、審議した相談に対する判定結果を相談者に通達するとともに、最高管理責任者に報告し、承認を得る。

(異議申立て)

第5条 第4条により判定結果を受けた研究者は、その判定に異議がある場合、判定を行った委員会に対して異議を申し立てることができる。なお、公正研究委員会の判定に対する異議申し立ては総務部長を通じて行うものとする。

(公正研究委員会への取次ぎ)

第6条 総務部長は次に掲げる事務を取り扱う。

(1) 研究倫理に関わる、研究者からの公正研究委員会への相談の受付および公正研究委員会への取次ぎ

(2) 公正研究委員会の判定に対する研究者からの異議申立ての受付および公正研究委員会への取次ぎ

(3) 各学部等研究倫理委員会から公正研究委員会への審理・判定、再審理・再判定の依頼の受付および公正研究委員会への取次ぎ

(判定結果に対する再審理・再判定)

第7条 各学部等研究倫理委員会は、判定結果を受けた研究者より異議申立てを受けた場合、再審理・再判定を行う。ただし、必要に応じて、総務部長を通じて公正研究委員会に再審理・再判定を委ねる申し入れを行うことができる。

2 公正研究委員会は、当該委員会が判定した結果に対して異議申立てを受けた場合、または前項の申し入れを受けた場合、再審理・再判定を行うに際し、学外の学識経験者等に意見を求めることができる。

3 各学部等研究倫理委員会および公正研究委員会は、審議した相談に対する再判定結果を相談者に通達するとともに、最高管理責任者に報告し、承認を得る。

(秘密保持)

第8条 最高管理責任者、総務部長、各学部等研究倫理委員会および公正研究委員会の構成員は、研究者からの相談に関して知り得た事実等については秘密を厳重に保持しなければならない。

(不利益取扱の禁止)

第9条 最高管理責任者、総務部長および各学部長等は、研究者が相談を行ったことを理由に、当該研究者に対し不利益な扱いをしてはならない。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、公正研究委員会の議を経て、大学評議会および常務理事会の承認を得なければならない。

付 則

- 1 この規程は、2011年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2018年4月13日から施行する。(第1条、第7条、第9条、第10条 文言の修正)